

求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

1 はじめに

社会福祉法人 大東市社会福祉協議会（以下「本会」）は、「だれもが住みよい福祉のまちづくり」を目指し、利用者の皆さまの尊厳を大切にしながら、安心・安全で質の高い福祉サービスの提供に努めています。

本会は、本会の採用活動、インターンシップや実習生等（以下「求職者等」という。）に対するあらゆるハラスメント（以下「求職者等ハラスメント」という。）の防止を図るため、本基本方針を定めます。

2 求職者等ハラスメント禁止の宣言

本会は、求職者等に対し、対面であるかオンライン（電子メール、SNS等）であるかを問わず、次のような言動等を行いません。

- （１）性的な内容を含む質問や発言
- （２）容姿、身体、交際関係等に関する不必要な質問
- （３）食事や私的な関係を執拗に求める言動
- （４）職場における優越的な関係を背景とした不当な圧力をかける言動
- （５）不必要な身体接触
- （６）採用の可否や実習の評価を条件としての不当な要求
- （７）その他求職者等の人格や尊厳を侵害するおそれのある言動など

3 採用活動及び実習等に関与する職員の責務

採用活動及び実習等に関与する役員及び職員は、求職者等の人格と尊厳を尊重し、ハラスメントの防止に十分配慮するとともに公正かつ適切に対応します。

4 相談窓口の設置と適切な対応

求職者等が、ハラスメントに関する相談を躊躇なく行えるよう、専用の相談窓口を設置します。

相談窓口：総務管理課長および地域福祉課長

電 話：０７２－８７４－１０８２ メール：osdvc@mvj.biglobe.ne.jp

求職者等からハラスメントに関する相談があった場合には、事実関係を確認のうえ、適切かつ迅速に対応します。

5 不利益取扱いの禁止

相談の申出、事実関係の確認への協力等ハラスメントに関する対応を行ったことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いを行うことはありません。

令和８年１０月１日制定 社会福祉法人 大東市社会福祉協議会